



2026 年 10 月 30 日

令和 8 年台風第 25 号に係る各種損害保険の 支払件数・支払保険金等について（2026 年 10 月 9 日現在）

この度の災害により、お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

一般社団法人 日本損害保険協会（会長：石川 耕治）では、2026 年 10 月 9 日（金）現在の「令和 8 年台風第 25 号」に係る各種損害保険の支払件数・支払保険金等を取りまとめましたので、お知らせします。詳細は別紙をご参照ください。

■令和 8 年台風第 25 号（発生日：2026 年 9 月 16 日）内訳

【2026 年 10 月 9 日現在：日本損害保険協会・外国損害保険協会会員会社等合計】

	事故受付件数 (件) (注 1)	支払台数・件数 (台・件) (注 2)	支払保険金 (千円) (注 2)
車両保険(商品車含む)	4,056	3,721	4,400,433
火災保険	12,298	11,257	8,910,067
新種保険(傷害保険含む)	2,139	1,905	224,754
合計	18,493	16,883	13,535,254

(注 1) 「事故受付件数」には、事故に関する調査のご依頼のほか、各種損害保険の補償内容・お客様の契約に関するご相談・お問い合わせなども含まれます。

(注 2) 「支払台数・件数」および「支払保険金」は見込を含む数値のため、実績値とは異なります。

【被災者のみなさまへ】

災害後は、「保険金請求を代行する」・「保険金請求をサポートする」・「保険で直せる」などと言って勧誘する業者と保険契約者とのトラブルが増加します。また、保険会社を装った詐欺まがいの勧誘も見られます。例えば、実際に存在する保険会社の社員を名乗り、電話で損害状況を聴取したうえで、以下のように調査費用を要求してくるようなケースがありますが、**保険会社がお客様に調査費用を請求することはありません。**

- ・「調査費用が振り込まれたら訪問する」などといい、調査費用の振込みを要求する
- ・「調査費用がかかるが、保険金が確実に支払われる」などといい、実際に訪問して調査を行い、調査費用を要求する

このような勧誘があってもすぐに契約はせずに、まずはご加入先の損害保険会社または損害保険代理店にご相談ください。

(ご参考) 当協会ホームページ「住宅の修理などに関するトラブルにご注意」

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>

損保協会では、HP 等で
様々な情報を発信しています。

公式ホームページ



X 公式アカウント



YouTube
公式チャンネル



全社合計
(外国損保会社含む)

参考

★全社合計★令和8年台風第25号に関する保険金支払状況調査報告用紙
＜車両・火災・新種保険＞

2026年10月9日現在

	車両保険(商品車含む)			火災保険			新種保険(傷害保険含む)			合 計		
	事故受付件数 (台)	支払見込件数 (台)	支払見込保険金 (千円)	事故受付件数 (件)	支払見込件数 (件)	支払見込保険金 (千円)	事故受付件数 (件)	支払見込件数 (件)	支払見込保険金 (千円)	事故受付件数 (台・件)	支払見込件数 (台・件)	支払見込保険金 (千円)
千葉県	3,393	3,151	3,882,649	6,390	5,837	5,278,481	281	252	134,776	10,064	9,240	9,295,906
神奈川県	167	142	113,454	2,139	1,933	1,385,193	54	51	29,704	2,360	2,126	1,528,351
その他	496	428	404,330	3,769	3,487	2,246,393	1,804	1,602	60,274	6,069	5,517	2,710,997
合計	4,056	3,721	4,400,433	12,298	11,257	8,910,067	2,139	1,905	224,754	18,493	16,883	13,535,254

1. 過去の主な風水災等による保険金の支払い

	災害名	地域	対象年月日	支払件数 (件)	支払保険金（億円）			
					火災・新種	自動車	海上	合計
1	平成 30 年 台風 21 号	大阪・京都・ 兵庫等	2018 年 9 月 3 日 ～9 月 5 日	857, 284	9, 363	780	535	10, 678
2	令和元年 台風 19 号（令 和元年東日本台 風）	東日本中心	2019 年 10 月 6 日 ～13 日	295, 186	5, 181	645	—	5, 826
3	平成 3 年 台風 19 号	全国	1991 年 9 月 26 日 ～28 日	607, 324	5, 225	269	185	5, 680
4	令和元年 台風 15 号（令 和元年房総半島 台風）	関東中心	2019 年 9 月 5 日 ～10 日	383, 585	4, 398	258	—	4, 656
5	平成 16 年 台風 18 号	全国	2004 年 9 月 4 日 ～8 日	427, 954	3, 564	259	51	3, 874
6	平成 26 年 2 月雪害	関東中心	2014 年 2 月	326, 591	2, 984	241	—	3, 224
7	平成 11 年 台風 18 号	熊本・山口・ 福岡等	1999 年 9 月 21 日 ～25 日	306, 359	2, 847	212	88	3, 147
8	平成 30 年 台風 24 号	東京・神奈 川・静岡等	2018 年 9 月 28 日 ～10 月 1 日	412, 707	2, 946	115	—	3, 061
9	平成 30 年 7 月豪雨	岡山・広島・ 愛媛等	2018 年 6 月 28 日 ～7 月 8 日	55, 320	1, 673	283	—	1, 956
10	平成 27 年 台風 15 号	全国	2015 年 8 月 24 日 ～26 日	225, 523	1, 561	81	—	1, 642

※ 一般社団法人日本損害保険協会調べ（2026 年 3 月 31 日現在）。

※ 支払件数・支払保険金は見込です。支払保険金は千万円単位で四捨五入を行い算出しているため、各項目を合算した値と合計欄の値が一致しないことがあります。

2. 令和 8 年台風第 25 号に係る損保協会の取組みについて

(1) 相談窓口等

ア. そんぽ ADR センター

損害保険に関するご相談を受け付けています。

＜日本損害保険協会の相談窓口：そんぽ ADR センター＞

TEL：03-4332-5241（全国共通）

※受付時間：9 時 15 分～17 時 00 分（土・日・祝日および 12 月 30 日～1 月 4 日を除く）

イ. 自然災害等損保契約照会センター

災害救助法が適用された地域で、家屋等の損壊等により損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失ったお客様についての契約照会を受け付けます。

なお、原則として、被災された方（ご本人）、被災された方（ご本人）の親族（配偶者・親・子・兄弟姉妹）からのご照会に限ります。

＜自然災害等損保契約照会センター＞

フリーダイヤル：0120-501331

※受付時間は、そんぽ ADR センターと同様

（２）各種損害保険の特別措置の実施

ア．火災保険、自動車保険、傷害保険などの各種損害保険（自賠責保険を除く）について

令和８年台風第２５号に係る災害救助法が適用された地域で被害を受けられた場合、継続契約の締結手続きおよび保険料の払い込みを、２か月後の末日（２０２６年１１月末日）まで猶予する特別措置を実施することにしました。

１．継続契約の締結手続き猶予

災害救助法の適用日から２か月後の末日までに満期日が到来する継続契約の締結手続きについて猶予いたします。

２．保険料の払込猶予

災害救助法の適用日から２か月後の末日までに払い込むべき保険料の払い込みについて猶予いたします。

今般の台風に関する風水災等の保険金請求や特別措置などに関する詳細は、ご契約の損害保険会社または損害保険代理店にお問い合わせください。

※令和８年台風第２５号に係る損保協会の取組みについては、当協会ホームページに情報を掲載しています。

https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2026/2609_002.html

以 上